



## 内丸緑地、岩手県立花巻広域公園及び岩手県立御所湖広域公園並びに県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定しました！

### ■ 県立都市公園条例の一部を改正しました。

今回の改正は、県立都市公園の管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金を指定管理者の収入として収受させることとし、併せて所要の改正を行いました。

都市公園とは、都市計画で定められた公園又は緑地で地方公共団体が設置するもので、県が設置している都市公園は、①岩手県営運動公園、②内丸緑地、③岩手県立花巻広域公園、④岩手県立御所湖広域公園の4つありますが、このうち、岩手県営運動公園と岩手県立御所湖広域公園の艇庫は教育委員会の所管となっています。

なお、指定管理者制度とは、公の施設の管理に関する権限を、指定を受けた団体に委任する制度であり、また、利用料金制度とは、利用者からの料金を指定管理者自らの収入として収受させる制度で、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくしようとするものです。

### ■ 内丸緑地、岩手県立花巻広域公園及び岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定しました。

はじめに、「指定管理者の候補者の選定の経緯」について説明します。先ず、「選考委員会」については、外部委員5名、内部委員1名の計6名により「県立都市公園指定管理者選考委員会」を組織し、この委員会において募集方針及び募集要項について協議いただき、申請のありました団体の審査を行い、順位を決定しました。

申請の受付期間は平成17年6月27日から7月27日までの約1ヶ月で、4月には募集方針を公表するなど、周知に努めました。なお、申請団体数は、内丸緑地3団体、岩手県立花巻広域公園3団体、岩手県立御所湖広域公園2団体から申請がありました。

審査の結果、次の団体を第1順位とし、12月県議会に指定管理者の指定について提案し決定しました。

#### 【指定する指定管理者】

公園名	住所	名称	指定の期間
内丸緑地	盛岡市下太田沢田 67 番地 6	特定非営利活動法人 緑の相談室	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日 (3 年間)
岩手県立花巻広域公園	盛岡市みたけ一丁目 10 番 1 号	財団法人岩手県スポーツ 振興事業団	
岩手県立御所湖広域公園	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	小岩井農牧株式会社	

#### 【指定の理由】

##### (1) 内丸緑地

特定非営利活動法人緑の相談室は県内の造園業者による団体であり、植栽管理について専門性を有することから適切な管理が期待できる点が評価されました。

##### (2) 岩手県立花巻広域公園

財団法人岩手県スポーツ振興事業団は、これまでの実績もあり手堅い内容であること、また、経費削減効果が最も大きい提案であることが評価されました。

##### (3) 岩手県立御所湖広域公園

小岩井農牧株式会社は、植生管理に工夫が見られ、生態系の保全を重視するなど環境面で優れた提案であることが評価された。また、利用促進についても、広域公園全体について利用促進を図るほか、広域的連携を具体的に進めようとする点が評価されました。

※詳しくは、都市計画課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0604/02park/koen/shitei/senkoukekka.htm>





内丸緑地



岩手県立花巻広域公園



岩手県立御所湖広域公園

■ 県営住宅等条例の一部と県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正しました。

	県営住宅等条例の一部を改正する条例	県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例
■ 条例案の内容	① 指定管理者による管理について定めること。(第 50 条関係) ② 指定管理者が行う業務の範囲について定めること。(第 50 条の 2 関係)	① 指定管理者による管理について定めること。(第 36 条関係) ② 指定管理者が行う業務の範囲について定めること。(第 36 条の 2 関係)
■ 指定管理者に行わせる業務	i 県営住宅等の維持管理に関する業務 ii 県営住宅等の利用の促進に関する業務 iii その他県営住宅等の円滑な利用の確保に関する業務	i 県営特定公共賃貸住宅等の維持管理に関する業務 ii 県営特定公共賃貸住宅等の利用の促進に関する業務 iii その他県営特定公共賃貸住宅等の円滑な利用の確保に関する業務
(参考) 本県における設置状況	48 団地 5,138 戸 (H17.10.31 現在) 盛岡市、花巻市、北上市、水沢市、一関市、大船渡市、釜石市、宮古市、二戸市、金ヶ崎町	3 団地 34 戸 (H17.10.31 現在) 盛岡市、花巻市、北上市

【指定管理者制度】 公の施設の管理に関する権限を、指定を受けた団体に委任する制度。ただし、公平な住宅政策の観点から行政主体としての判断が必要な行為は、指定管理者が行うことはできない。(平成 16 年 3 月 31 日国土交通省通知)

■ 県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定しました。

はじめに、「指定管理者候補者の選定の経緯」についてですが、「選定委員会」は外部委員 5 名、内部委員 1 名の計 6 名により「県営住宅等指定管理者選定委員会」を組織し、この委員会において選定基準や審査方法などを定めた募集要項について協議いただくとともに、申請のありました団体の審査を行い、順位を決定しました。

申請受付期間は、平成 17 年 8 月 22 日から 9 月 22 日までの 1 か月でしたが、8 月 1 日から募集要項の配布を開始するなど、周知に努めました。審査の結果、次の団体を第 1 順位とし、12 月県議会に指定管理者の指定について提案し決定しました。

【指定する指定管理者】

名称	住 所	指 定 の 期 間
財団法人岩手県建築住宅センター	盛岡市上ノ橋町 1 番 50 号	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日 (3 年間)

【指定の理由】

財団法人岩手県建築住宅センターは、これまでの経験と管理実績により、施設の設置目的を十分理解しており、福祉部門等のスタッフからなる「和らぎ県住推進員」によるきめ細やかな滞納指導の実施など入居者に配慮したきめ細かな管理の導入や緊急修繕等に即座に対応するための県営住宅の存する 8 地方振興局管内に「管理サポートオフィス」を設置するなど、より具体的で効果的な提案がなされたことが評価された。

※詳しくは、建築住宅課のホームページをご覧ください。http://www.pref.iwate.jp/~hp0608/